

市債権の放棄について(関係分)

神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき債権放棄を行った債権は下記一覧のとおりです。

[令和2年4月 ~ 令和3年3月 実施分]

	会計区分 〔一般・特別・ 企業〕	債権の名称	法的 区分	左の 件数 (件)	金 額 (円)	放棄事由 〔条例第16条 該当号〕	所管課 (連絡先)
1	特別	母子父子寡婦福祉資金貸付金	私債権	24	5,097,612	1号	家庭支援課
2	特別	母子父子寡婦福祉資金貸付金	私債権	1	1,428,689	2号	家庭支援課
小計				25	6,526,301		
3	一般	父子家庭児童福祉資金貸付金	私債権	1	45,500	1号	家庭支援課
小計				1	45,500		
4	一般	母子家庭小口援護資金貸付金	私債権	3	75,000	1号	家庭支援課
小計				3	75,000		
合 計				29	6,646,801		

[参考]

○ 各債権の概要

・母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子及び父子家庭の児童の就学の促進や、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立を支援するため修学、就学支度、転宅等12種類の貸付を行う。

・父子家庭児童福祉資金貸付金

父子家庭の子どもの就学及び就職を支援するため、就学、就業、就学したく資金の4種類の資金の貸付を行う。父子福祉資金創設に伴い、平成26年9月末で新規申請終了。

平成28年度末で継続分の貸付が全件終了。

・母子家庭小口援護資金貸付金

母子家庭に対し、日常生活を維持するための緊急の出費に必要な資金の貸付を行う。

(平成15年度末に廃止)

○ 神戸市債権の管理に関する条例(抜粋)

(放棄)

第16条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 当該その他の債権(時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。)につき消滅時効に係る時効期間が満了したとき。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。